

法改正後、分科会の議決事項（網掛け）について、根拠条文等の変更が生じるため、評価委員会運営要綱の規定を改正

※ 親会が議決する事務についても、各分科会で事前審議を行う。

項番		現行の運用	改正後（H30.4～）	
			公立大学法人以外	公立大学法人 ※1
1	中期目標の策定・変更	親会 (知事に意見)	親会 (知事に意見)	親会 (知事に意見)
2	法人が作成した 中期計画の認可	<b>分科会</b> (知事に意見)	<b>分科会</b> (知事に意見)	<b>分科会</b> (知事に意見)
3	各事業年度の 業績評価	<b>分科会</b> (評価)	<b>分科会</b> (知事に意見)	<b>分科会</b> (評価)
4	中期目標期間終了時に 見込まれる業績評価 ※2	—	親会 (知事に意見)	親会 (評価)
5	中期目標期間の 業績評価 ※3	親会 (評価)	<b>分科会</b> (知事に意見)	<b>分科会</b> (評価)
6	中期目標期間終了時の 見直し検討	親会 (知事に意見)	親会 (知事に意見)	親会 (知事に意見)

※1 公立大学法人（首都大）については、法の特例により、知事ではなく、引き続き評価委員会が業績評価を行う。

※2 次期中期目標の策定に、中期目標期間の業績評価結果（見込み）を反映させるため新設。

※3 法改正に伴い、項番4の見込評価が新設された趣旨に鑑み、分科会の議決事項に変更。ただし、健康長寿医療センターの第2期中期目標期間評価（平成30年度実施予定）は、見込評価を実施していないため、**親会**の意見を聴取。